

## 低濃度 P C B 廃棄物処理業務仕様書

この仕様書は、東京讃岐会館から発生した低濃度 P C B 廃棄物の処理（収集運搬、処分）に係る業務内容を示すものである。

### 1 業務内容

東京讃岐会館から発生した低濃度 P C B 廃棄物を収集し、無害化処理施設へ運搬を行い、無害化処理のうえ適切に廃棄処分する。

### 2 処理（収集運搬、処分）する低濃度 P C B 廃棄物の種類及び予定数量

○変圧器及び遮断機処分費 2,545kg（内訳は以下のとおり）

種類	製造業者名	型式	定格	製造年	油量	重量	濃度
変圧器	三菱電機	SF形	75kVA	1972年	125L	430kg	1.6mg/kg
変圧器	三菱電機	SF形	75kVA	1972年	125L	430kg	4.7mg/kg
変圧器	三菱電機	RAT形	100kVA	1972年	215L	700kg	36mg/kg
変圧器	三菱電機	RAT形	150kVA	1971年	250L	935kg	4.3mg/kg
遮断機	東京芝浦電気	SKT1-6G5	50MVA	1972年	16.5L	50kg	0.88mg/kg

○ P C B 汚染物（メディカルペール）処分費 1箱（50L以下、分析残試料等）

○ P C B 汚染物（ドラム缶）処分費 4缶

○ P C B 廃棄物収集運搬費 1式

※ただし、処理予定数量は見込み数量であり、この数量を保証するものではありません。

### 3 廃棄物の収集場所（別紙のとおり）

東京讃岐会館（東京都港区三田一丁目11-9）

### 4 契約期間

令和5年4月3日～令和5年6月30日まで

※ただし、敷地内からの搬出は令和5年4月7日までに完了すること。

### 5 その他留意すべき事項

（1）業務の実施に当たっては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正かつ誠実に履行するものとする。

（2）処分業務が終了したときは、マニフェストにその内容を正確に記入し、遅滞なく県に提出すること。

（3）収集にあたり、上記収集場所からの搬出作業及び運搬車両への積み込み作業については、全て受注者にて行うこと。

（4）上記収集場所において、三田小山町西地区市街地再開発組合の発注する既存建築物等除却・整地工事を実施しているため、その業者と連絡・調整を十分に行うこと。

（5）別業務にて低濃度 P C B 廃棄物を建物外に搬出する業務を実施するため、その業者及び発注者と連絡・調整を十分に行い、適切に搬出すること。

（6）受注者は、特別措置法及び廃棄物処理法による許可内容に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知すること。

（7）服装・みだしなみ・言動に注意して近隣住民に不快な印象を与えないこと。

（8）この仕様書に定めのない事項並びに疑義を生じた場合は、全て協議のうえ決定する。